



今回は、人事コンサルよりMBOについてお話させていただきます。

労務コンサルからは、令和5年の扶養控除等申告書の変更点と新型コロナ感染に関わる証明書取得に対する配慮についてのお話となります。

## MBO、”Management by Objectives”に続く重要ワード

ML 人事評価

日本の人事評価でよく用いられているMBO（目標管理制度）。弊社で人事評価制度の構築をお手伝いいただく際も、MBOの評価軸を設けるようにしています。

MBOは「Management by Objectives」の各単語の頭文字を取ったもの、と広く認知されており、それゆえに「目標管理制度」という日本語訳も相まって、もしかすると「目標を管理すること」「目標の管理を行うマネジメント」と誤解していらっしゃる方も、少なくないのではないのでしょうか。

MBOはマネジメント理論の提唱者であるピーター・ドラッカーによって、1954年に生み出されました（ちなみに日本の企業で本格的にMBOが導入されるようになったのは1990年代からです）。ドラッカーはMBOについて、正確には「Management By Objectives **and Self Control**」と述べています。この抜け落ちている部分が非常に大事で、本来MBOは「目標を管理」するのではなく、「目標と自己管理によるマネジメント」なのです。日本だと「ノルマ管理」のように捉えられがちですが、それは本来のMBOとはむしろ真逆と言えます。

「目標と自己管理によってマネジメントする」とは、「全体の目的・目標を共有し、さらに社員が（「やらされ」ではなく）自発的に、自己規律によって働ける組織にしていく」ということです。個々のゴールを明確にすることで、各社員が主体性を発揮して働ける組織にしていき、組織の経営方針や事業計画の実現から逆算して部門・チーム・個人の目標に落とし込むことで、メンバー一人ひとりが発揮する力を組織の目標達成のために集約していくことを意味しています。

MBOを実施していらっしゃる企業様においては、上記の点を踏まえ、自社の運用状況/実態を振り返ってみてもいいかもしれませんね。



ピーター・ドラッカー  
Peter F. Drucker

1909年11月19日  
～2005年11月11日

参考：[プロフィール](#)

# 令和5年1月から国外居住親族に係る扶養控除の要件を改正！ 確認書類が増えることも

源泉所得税関係の改正により、令和5年1月から、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者に限られることとされます。

(1) 年齢16歳以上30歳未満の者

(2) 年齢70歳以上の者

(3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、② 障害者、③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

## ◆ 扶養控除に係る確認書類（給与等の受給者について）

国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を給与等又は公的年金等の支払者に提出又は提示する必要があります。

	扶養控除等申告書等*の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類	扶養親族等申告書の提出時に必要な確認書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」	「送金関係書類」及び「留学ビザ等書類」
② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」	「送金関係書類」
③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金関係書類」	「送金関係書類」
(上記①～③以外の者)		(扶養控除の対象外)	

\* 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」をいいます。

参考：[【国税庁】令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等Q & A（源泉所得税関係）](#) [PDF]

## 政府が新型コロナと季節性インフルの同時流行への備えを呼びかけ

政府は、今夏にオーストラリアで新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が発生したことから、わが国でも同時流行についての備えを呼びかけています。企業・団体に対しては、「同時流行対策リーフレットの周知」及び「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」について、協力依頼も行われています。ここでは、「証明書等の取得に対する配慮」の内容を確認しておきましょう。

同時流行の状況によっては、多くの発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関・保健所からの証明書等の取得について、以下のとおり配慮をお願いしたい。

### (1) 新型コロナウイルスについて

- ① 従業員等が感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認いただきたい。
- ② 従業員等が感染し、療養期間が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- ③ ④ 略

### 2. 季節性インフルエンザについて

- ① 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- ② 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

参考：[【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について](#)

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ヲヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>